

平成31年4月1日以降適用の利用者負担額表

保育所、認定こども園、地域型保育事業での保育（2号・3号）認定の利用者負担額表

階層	定義		利用者負担額（月額）	
			2、3号認定	2号認定
			0歳児・1歳児・2歳児	3歳児・4歳児・5歳児
A	生活保護世帯		0円	0円
B	市町村民税非課税世帯		0円	0円
C	市町村民税の均等割のみ課税される世帯	ひとり親世帯等	3,600円	0円
		上記以外の世帯	7,500円 (7,400円)	0円
D1	市町村民税所得割課税額が20,000円未満の世帯	ひとり親世帯等	4,200円	0円
		上記以外の世帯	8,800円 (8,700円)	0円
D2	市町村民税所得割課税額が20,000円以上33,900円未満の世帯	ひとり親世帯等	4,500円	0円
		上記以外の世帯	12,000円 (11,800円)	0円
D3	市町村民税所得割課税額が33,900円以上68,500円未満の世帯	ひとり親世帯等	4,800円	0円
		上記以外の世帯	16,000円 (15,800円)	0円
D4	市町村民税所得割課税額が68,500円以上77,101円未満の世帯	ひとり親世帯等	6,000円	0円
		上記以外の世帯	20,000円 (19,700円)	0円
	市町村民税所得割課税額が77,101円以上101,500円未満の世帯		20,000円 (19,700円)	0円
D5	市町村民税所得割課税額が101,500円以上128,200円未満の世帯		27,600円 (27,200円)	0円
D6	市町村民税所得割課税額が128,200円以上154,700円未満の世帯		33,400円 (32,900円)	0円
D7	市町村民税所得割課税額が154,700円以上182,000円未満の世帯		36,000円 (35,400円)	0円
D8	市町村民税所得割課税額が182,000円以上233,500円未満の世帯		44,600円 (43,900円)	0円
D9	市町村民税所得割課税額が233,500円以上268,000円未満の世帯		47,600円 (46,800円)	0円
D10	市町村民税所得割課税額が268,000円以上388,800円未満の世帯		48,800円 (48,000円)	0円
D11	市町村民税所得割課税額が388,800円以上の世帯		51,400円 (50,600円)	0円

※ 年齢は、当該年度の4月1日時点での年齢です。

※ 利用者負担額の（ ）内は、保育短時間認定（1日あたり最大8時間利用可能）を受けた児童の利用者負担額です。

※ 市町村民税の所得割額は、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、寄附金税額控除における特例控除額の特例、東日本大震災に係る住宅借入金等特別控除の適用期間等の特例が適用される前の金額になります。

※ 4月から8月の利用者負担額は前年度の市町村民税額で、9月から翌年3月の利用者負担額は当年度の市町村民税額により決定されます。